



騒音・振動レベルについて

※騒音規制法・振動規制法についてはP164をご参照下さい。

■音と騒音

私たちが音と呼ぶものは空気の振動です。あらゆる物体は擦ったり、叩いたりすれば音源となります。音源の振動が空気の振動となり、その振動を耳が受け取ったとき、音として聞くことができます。

私たちの周囲にはさまざま（様々）な音を取り込まれていますが、これらの音すべてに反応することは不可能で、その中から各自が主観的に判断し、取り出して聴いています。その人に重要でない音は、重要な音に対し妨害的な働きをすることも多く、これが“無い方が良い音”と判断され騒音と呼ばれます。このように騒音は音自身の物理的属性よりも、聞く人の受け取り方にあり、一概には言えませんが、大きすぎる音・不快な音質の音・注意をその方に向けさせる音等が一般的に騒音と判断されます。

■音の物理量と感覚量

音は大気圧の微小な圧力変化である所から物理量を音圧といい、単位はパスカル (Pa) を用います。ところが人間の聞くことのできる音圧は20 μ Paから200Paと1000万倍にもなります。また、人間が感じる音の大きさは音圧の対数に比例するとの法則があります。最小可聴値20 μ Paを基準値として音の大きさをデシベル (dB) で表しますと0~140dBで扱うことができます。

■特定建設作業における騒音・振動の規制基準 (昭43・11・27厚・建・告1、改正平12環告16/昭51・11・10総令58、改正平10・総令48)

項目		騒音	振動
騒音／振動の大きさ		85 デシベル以下	75 デシベル以下
作業を行ってはいけない時間帯	A	p.m. 7～翌 a.m.7	
	B	p.m.10～翌 a.m.6	
一日の作業時間	A	10 時間以内	
	B	14 時間以内	
継続日数の制限	A	6 日以内	
	B		
日曜、休日における作業規制		禁止	

1. 騒音・振動の大きさは特定建設作業の場所の敷地の境界線上において測定する。
2. 表中A欄は、居住用に供されている区域、商・工業用にあわせて、相当数の住居が集合している地域および学校、病院、図書館、特別養護老人ホームなどの周囲おおむね80メートルの区域で都道府県知事または令第4条第2項に規定する市の長が指定した区域に適用し、B欄は、A欄の区域以外に適用する。

※特定建設作業の種類についてはP162をご参照ください。